

# さべつ しゃかい 差別のない社会をめざして



じんげんがくしゅう  
人権学習  
パンフレット  
ほごしゃよう  
保護者用

## ほんぽうがいしゅっしんしゃ たい ふとう さべつてきげんどう かいしゅう む とりくみ 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の すいしん かん ほうりつ かいしゅうほう かんが 推進に関する法律」(「ヘイトスピーチ解消法」)について考えよう

1 ヘイトスピーチとは？

2 ほうち 放置できないヘイトスピーチ

3 さべつ しゃかい 差別のない社会をめざして

わかやまけんきょういくいんかい  
和歌山県教育委員会では、ほごしゃ みな さまざま じんげんもんだい じんしき ふか  
保護者の皆さんに様々な人権問題について認識を深めていただくため、  
ほごしゃようがくしゅうきょうざい さくせい こべつ じんげん かいだい しゅるい  
保護者用学習教材をシリーズで作成しています。これまでに、個別の人権課題をテーマに11種類の  
パンフレットを発行してきました。

こんかい ほんぽうがいしゅっしんしゃ たい ふとう さべつてきげんどう かいしゅう む とりくみ すいしん かん ほうりつ  
今回は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」いわゆる  
「ヘイトスピーチ解消法」が、へいせい ねん がつ しこう う がいこくじん じんげん  
平成28年6月に施行されたことを受け、「外国人の人権」をテーマ  
にしています。「ヘイトスピーチかいしゅうほう ほうりつ  
解消法」とはどのような法律なのか、ヘイトスピーチとはどのような  
もので、どのようなえいきょうをもたらずのか、ヘイトスピーチをなくし、がいこくじん じんげん ぞんちよう  
外国人の人権を尊重するために、  
わたしは こんご と くりく かなど について の 学びを 深めて いただく とともに、ほごしゃがっ  
私たちは今後どう取り組んでいけばよいのかなどについての学びを深めていただくとともに、保護者学  
きょう や かつどう しゃかいきょういく けんしゅうかい おお きかい かつよう ねが さくせい  
級やPTA活動、社会教育の研修会など、多くの機会を活用されることを願って作成しました。

わたし 私のイメージする「外国人」ってどんな人？

たと 例えば、「〇〇の人は□□」というようなイメージはありませんか？

(1) 各自で考えてみましょう。

(2) グループで話し合ってみましょう。

## 1. ヘイトスピーチとは？

「ヘイトスピーチ解消法」第二条において、ヘイトスピーチとは「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動」と定義しています。

法務省ホームページでは、「不当な差別的言動」について、次のように掲載しています。

(1) 特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの  
 (「〇〇人は出て行け」「祖国へ帰れ」など)

(2) 特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えるとするもの  
 (「〇〇人は殺せ」「〇〇人は海に投げ込め」など)

(3) 特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの  
 (特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど)

\* デモや街宣での発言だけでなく、インターネットを通じて行われるものも対象になります。

※本邦とは、我が国（日本）のことです。



法務省が平成27年度に公益財団法人人権教育啓発推進センターに委託して実施した「ヘイトスピーチに関する実態調査」によると、近年デモ等で行われている発言のうち、ヘイトスピーチであるとされるものについて、その発言の対象が在日韓国・朝鮮人に向けられたものが大多数を占めているとの指摘もされています。在日韓国・朝鮮人の人権に関する現状や歴史的経緯等を正しく理解し、差別や偏見をなくしていくことが大切です。

## 日本と韓国・朝鮮との歴史

1910年韓国併合により、日本による植民地支配のもと、土地を失うなど、本国での生活が成り立たなくなった人々は、日本や中国へ移住を余儀なくされました。その後の二度にわたる大戦により、労働力不足となった日本では、朝鮮半島からの労働者の移入政策を進め、1945年頃には、約200万人が日本に移住していました。

1945年第二次世界大戦が終わり、日本による植民地支配から解放され、多くの人々は帰国しましたが、36年にわたる植民地支配による政治的・経済的混乱に加えて、財産の持ち帰りが禁止されたこと、本国での生活基盤をすでに失っていたことなどにより、約60万人が日本に残ることになりました。

1948年には、朝鮮半島は北緯38度線を境に、アメリカとソ連により南北に分断され、南の大韓民国（韓国）と北の朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）が成立しました。

1952年、サンフランシスコ講和条約の発効により、「日本は朝鮮の独立を承認し、朝鮮に関するすべての権利・権原・請求権を放棄する」こととなりました。

このような歴史的背景の中で、在日韓国・朝鮮人の人たちの置かれた状況は変わっていきました。

1947年に発せられた「外国人登録令」では、台湾人および朝鮮人は「当分の間これを外国人とみなす」とされ、外国人として登録が行われました。1952年、サンフランシスコ講和条約の発効の日をもって、日本国籍を喪失し、外国人となりました。1965年日本と大韓民国の国交関係が結ばれ、韓国籍者のみ協定永住を申請できるようになりました。1991年に施行された「出入国管理に関する特例法」により、旧植民地出身者とその子孫は、出身地や世代を問わず、日本への永住を許可され、特別永住者となりました。

ほうむしゅうじんけんようごきょく へいせい ねん がつ がつ ざいにちかんこく ちょうせんじん きか にほんこくせきしゅとくしゃ  
法務省人権擁護局が平成28年1月から3月まで在日韓国・朝鮮人（帰化による日本国籍取得者を  
含む。）を対象に実施した「ヘイトスピーチに関する聞き取り調査」では、日本でヘイトスピーチを  
み聞きした際の感情、その後の影響等について、次のような声がありました。

くに かえ ということば わたし  
「国へ帰れ」という言葉は、私たちの  
存在そのものを否定するような言葉。  
あくい も 持ってない人でも、「(日本に)  
なん  
何でおるん?」、「日本語うまいね」と  
いうことがあって、そういうのはヘイ  
トスピーチではないけど傷つく。

かえ ころ という発言を聞いた際は、「怖い」  
の一言。社会で活動している中で、自分が中傷や  
ひはん たいしょう 批判の対象になるかもしれないと思うと怖い。

ふだん にほんめい な の ざいにち  
普段は日本名を名乗って、在日であることを明  
かしていない人が多いので、何か抗議するという  
よりは、傷ついて帰るだけの人が大半だと思う。

ちょうせんじん で い い われても、で 出 行  
けないからいるのであって、ちゃんと歴史  
を勉強してほしい。…周りの日本人は傍観  
していた。日本人にとっては対岸の火事な  
んだと。…同情されると言われることはある  
けど、同情ではなくて理解してほしい。

アイデンティティーも揺るがされる気持ちがあ  
る。大人の私ですらそうなので、在日コリアンの  
子どもはどうやって自分のアイデンティティーを  
けいせい 形成していくんだろうかと心配になったりもする。

「ヘイトスピーチに関する聞き取り調査（平成28年3月）」（法務省人権擁護局）を加工して作成

かんが  
考えよう

②

とうじしゃ こえ よ かん  
当事者の声を読んで、感じたことや気づいたことはどのようなこと  
ですか？

(1) かくじ かんが  
各自で考えましょう。

(2) グループで話し合しましょう。

## 2. 放置できないヘイトスピーチ

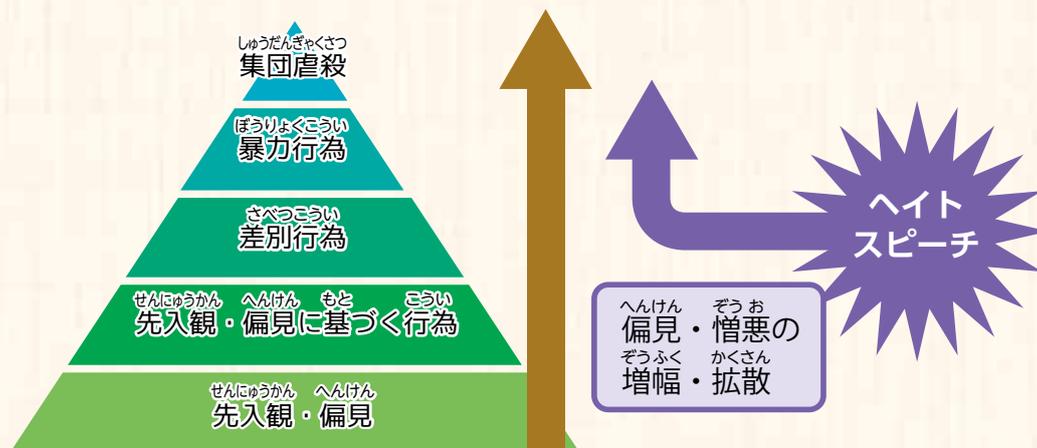


図 憎悪のピラミッド (Levin 2009) などを参考に作成

ピラミッドの最下層にある先入観や偏見の中には悪意のないものもあります。しかし、それらに基づく行為が社会全体に広がってくると、差別行為やさらには暴力行為などへとつながっていく可能性があります。

ヘイトスピーチを放置しておくと、共感・賛同する人々が増え、ヘイトスピーチは増幅・拡散され、ますます過激なものになっていくとも言われています。

### 関東大震災 (1923年9月1日) でのうわさ

関東大震災時には朝鮮人が武装蜂起し、あるいは放火するといったうわさが広まったことで、住民の自警団や軍隊、警察の一部による朝鮮人などに対する殺傷事件が生じました。うわさは地震前の新聞報道をはじめとする住民の予備知識や断片的に得られる情報を背景に起こりました。軍隊や警察もうわさに巻き込まれ、また混乱による被害は拡大しました。

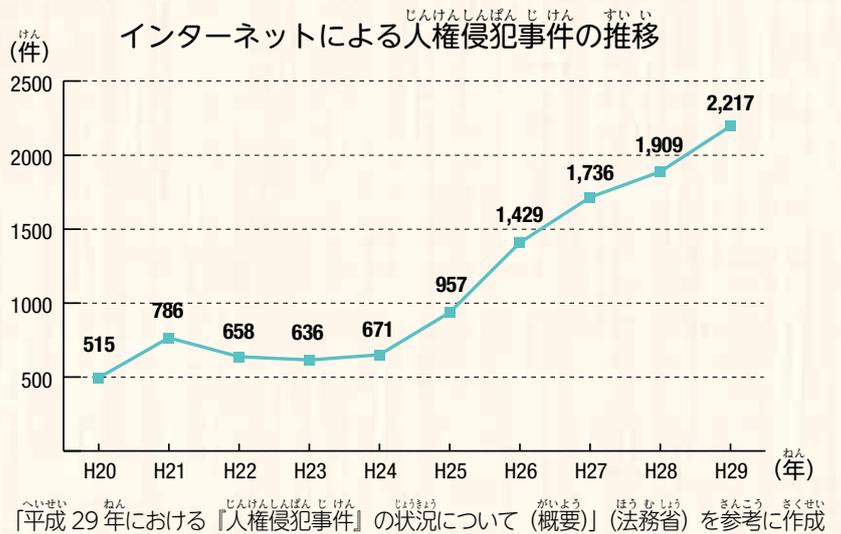
「災害教訓の継承に関する専門調査会報告書 平成20年3月 1923年 関東大震災【第2編】(内閣府) を参考に作成

かんが  
考えよう

③

考えよう①で話し合った外国人のイメージの中には、偏った情報をもとに無意識のうちに作り上げた外国人のイメージはないでしょうか。グループで話し合ってみましょう。

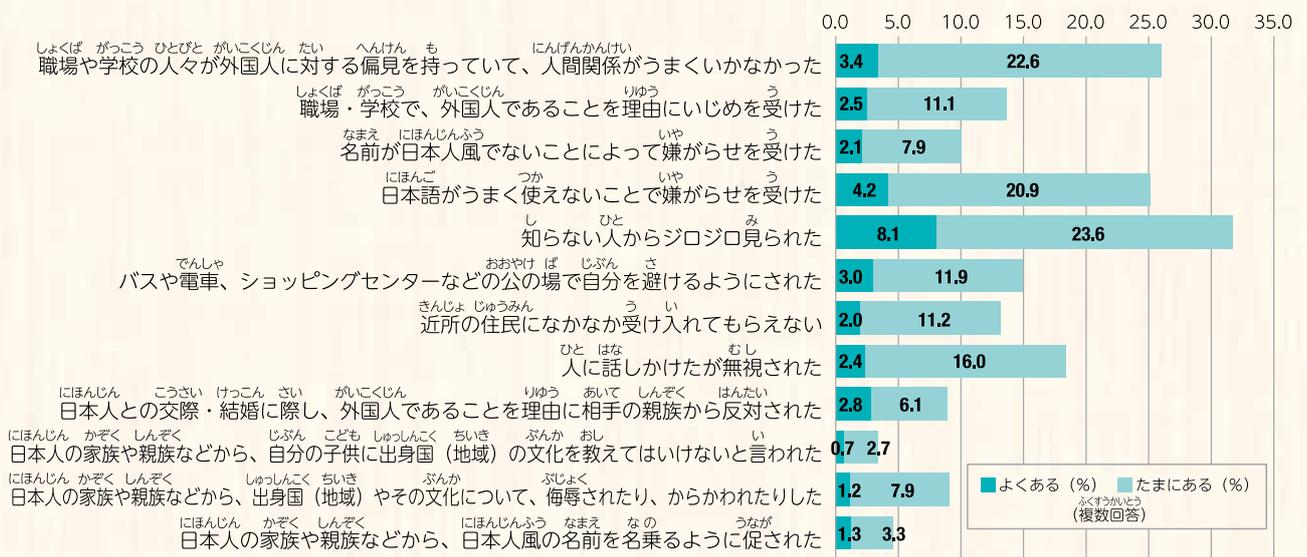
最近では、スマートフォンの普及に伴い、インターネット上での誹謗・中傷や差別を助長する表現の書き込みなどの人権侵害が数多く発生しています。事実と異なる偽の情報を安易に信じて、SNS等で共有した結果、本来無関係な人々が誹謗・中傷を受けるなど、重大な人権侵害を引き起こすことがあります。インターネット上に書き込まれた情報は、



は、すぐに拡散され、完全に削除することが難しいことから、将来においても被害を受け続けることになりかねません。

### 3. 差別のない社会をめざして

日本に在留する 18 歳以上の外国人を対象にした調査で次のような結果があります。  
「あなたは日本で過去 5 年の間に、次のような経験をしたことがありますか？」



「平成 28 年度法務省委託調査事業 外国人住民調査報告書 - 訂正版 -  
(平成 29 (2017) 年 6 月)」(公益財団法人人権教育啓発推進センター) をもとに作成

近年、日本に入国する外国人は増える傾向にあり、言語、宗教、文化、習慣等の違いから、様々な人権問題が発生しています。例えば、外国人であることを理由に、アパートへの入居を拒否されたり、理容店において外国人であることを理由に理容サービスの提供を拒否されるといった事案も起こっています。

かんが  
考えよう

4

がいこくじん じんけん そんちよう きょうせい しゃかい きず  
外国人の人権を尊重し、共生の社会を築いていくためにどうすれば  
いいでしょうか？

(1) かくじ かんが  
各自で考えましょう。

(2) グループで話し合しましょう。

マスメディア等で大きく報道されるなど、ヘイトスピーチへの社会的な関心が高まる中、平成 26 年 8 月、日本は国連の人種差別撤廃委員会からヘイトスピーチへの対処について勧告されました。平成 27 年 3 月には和歌山県議会においても、「ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書」が内閣総理大臣等に提出されています。このような社会の動きの中、平成 28 年 6 月 3 日に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

ヘイトスピーチは、それを受けた人々に悲しみや恐怖、絶望感を抱かせるだけでなく、周りの人々に差別意識を生じさせ、地域社会を分断させかねないものでもあります。ヘイトスピーチは決してあってはならないということを理解するとともに多様性を認め合い共に豊かに暮らす、差別のない社会を築いていくために、一人一人が自分にできることを考えていきましょう。



【参考】 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(抄)

ぜんぶん  
前文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

もくてき  
(目的)

**第一条** この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

ていぎ  
(定義)

**第二条** この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

きほんりねん  
(基本理念)

**第三条** 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

ほうむしやう  
法務省ホームページをもとにふりがな加工して作成

とあ  
●お問い合わせ●

わかやまけんきょういくちやうしやうがいがくしやうきよくしやうがいがくしやうかじんけんきやういくすいしんしつ  
和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課人権教育推進室

じやうしや  
●住所：和歌山市小松原通一丁目1 ●TEL：073-441-3719 ●FAX：073-441-3724

※これまでに発行した人権学習パンフレット（本パンフレットを含む。）の内容等を和歌山県教育委員会のホームページに掲載しています。ご活用ください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500600/d00153192.html>

へいせいねんがつ  
平成31年3月



かんたんにやさしい  
環境に優しい、  
はくふつ油  
植物油インキで印刷しています。